

研究セキュリティ・インテグリティ確保による研究価値の保護 —リスクベースアプローチと統合リスクマネジメントに向けて—

東京大学 産学協創推進本部 副本部長 田辺雄史

はじめに

我が国の科学技術・イノベーション創出・振興のためには、多様なパートナーとの国際共同研究を強力に推進していく必要がある。しかしながら、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。

このため、2021年4月に統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定された。これを通じて、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性、いわゆる研究インテグリティの自律的な確保を求めるとともに、それを支援する方針が提示された。

海外でも同年に発出されたG7の研究協約において、研究セキュリティ・インテグリティの必要性が指摘され、翌2022年に「研究セキュリティと研究インテグリティに関するG7共通の価値観と原則」が取りまとめられた。諸外国においては、同原則を踏まえたベストプラクティスの取りまとめ等、G7が連携した取組だけでなく、各国それぞれにおいても、必要なガイドラインや支援策の提供、さらには研究パートナーに対してリスク評価、いわゆるデューデリジェンスを推進する動きが加速している。

大学等研究機関を取り巻く状況

研究インテグリティは従来、研究に係る利益相反・責務相反や不正行為（捏造、改ざん、盗用）への対応など、研究者の高い倫理観とコンプライアンス意識により自律的に確保されてきた。近年、主に国外から、国家安全保障・経済安全保障を害する研究成果の不正利用、外国政府による干渉等によって、研究インテグ

リティが損なわれる恐れが生じており、これが「新しいリスク」と認識されている。

この「新しいリスク」を含めた研究インテグリティを確保するためには、従来の取組としての研究者の高い倫理観等だけでは対応が困難であり、研究インテグリティを防護する取組である研究セキュリティを推進する必要がある。

一方で、国内の大学等の現場においては、法令等で規定されない「新たなリスク」の大きさは各大学等の事情により様々であり、当該リスクの認識や対応方法の選択肢にはばらつきがある。何が適切な対応なのかの相場観すら確立していないうえ、参照すべき情報が少ないことから、自律的に対応することが難しいのが実態である。特に、法令等には違反していないのに、レピュテーションリスクの観点から望ましくない動きに対して、研究の自由を最大限に確保しながら対応することは、困難を極めて

リスクベースアプローチ

我が国の法令やルールには、やらなければいけないこと、やってはいけないことが詳細に列挙されており、それらのルール等に従っていれば、特段問題視されないという考え方、いわゆる「ルールベースアプローチ」による運用が一般的である。ルールベースアプローチは、リスクと対応がはっきりしていて、一定期間修正の必要がなければ有効かつ簡単な手法であり、我が国の組織はこのアプローチに馴染みがある。また、当該ルールを守ってさえいれば「100%の対応」であり、経営者としては「リスクがゼロになった」と誤認してしまうことも想像に難くない。

しかしながら、20年ほど前からサイバーセキュリティへの対応や個人情報保護など、サイバー空間におけるリスク対応については、このルールベースアプローチがほぼ通用しない、という現実組織が直面し、長年対応の遅れが

指摘されてきた。「必要性はわかるが、何から始めればいいのかわからない。ルールを決めてほしい」というのは、ルールベースアプローチの発想であり、この20年間で意識変革が起こったとは言いがたい。

研究セキュリティ・インテグリティ確保のためのリスク対応も同様であり、悪意ある存在から研究機関の価値を防護するためには、ルールベースアプローチから、リスクベースアプローチへの発想の転換が必須である。諸外国ではリスクベースアプローチが対応の基本となっている。

リスクベースアプローチは、リスクの認識 (identification) と評価、そして低減 (mitigation) を基本とし、組織内のリソースを適切に配分して全体的なリスクを軽減する取組である。2024年12月に文部科学省から発表された研究セキュリティ確保に向けた取組の方向性においても、ゼロリスクを目指すのではなく、リスクを適切に「軽減」することを原則として掲げており、今後、組織だけでなく社会においても「受け入れ可能なリスクは受け入れること」がリスクマネジメントの基本であることを強く認識しなければならない。

統合的なリスクマネジメントへ

これまで「お互いが適切な倫理観を持ち誠実である」という価値観を土台として、研究者の高い意識によって自律的に維持されていた研究環境は危ぶまれている。悪意のある者は、寄付、大学発ベンチャー、研究者の国内外の移動など様々な機会に、手段を選ばず目的達成のために行動し、そこに高い倫理観は存在しない。研究者の活動は、研究の自由度を高め

るため、本部組織による大きな制限は加わらない形で進められ、その際に生じるリスクは、各々の担当によって適宜対応するのが従来のやり方であった。今日新たなリスクは複合化し、組織をまたがる、あるいは従来の仕組みでは捌けないリスクが生じ始めていることから、組織横断的なリスク評価、意思決定の仕組みである「統合的なリスクマネジメント」を検討する段階にきている。企業では2010年代以降議論され始めたCRO (Chief Risk Officer) の設置と同様の動きである。そして、リスク評価のための広い意味でのパートナーに対するデューデリジェンスやリスク情報の共有を実効的に行うため、価値観を同一にする海外の大学等とも連携しつつ、手法・意思決定のベストプラクティスが蓄積されていくことが望まれる。

おわりに

研究活動は自由・独立が原則であり、諸外国の研究セキュリティ・インテグリティの取組も常にこの原則を強調し、それらが損なわれなことを前提としている。また、慎重な対応を要する事案は、研究活動全体のうち数%以内であることも忘れてはならず、過剰な制限とならないよう政府や研究資金を配分する公的機関等は意識をしながら、ガイドラインの整備を進めるとともに、大学による研究セキュリティ・インテグリティ確保を支援していくことが重要である。

<参考文献>

文部科学省「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」2024年12月18日